

昨年 11 月、国土交通省と警察庁が原動機付き自転車の区分を見直し、道路運送車両法施行規則の改正を行うことを発表しました。

原付免許で、最高出力を4キロワット以下に制限した125cc以下のバイクを運転できるようになります。この新たな制度は、今年4月より開始されることになっています。

当制度が導入された背景には、今年11月の排ガス規制の基準強化があります。

メーカーにとっては同基準をクリアするための開発費負担が重く、50cc以下の原付バイクを継続生産しても採算が取れない、といった事情があるようです。

尚、原付バイクのルール「法定最高速度 時速 30km」、「2人乗りの禁止」、「2段階右折」などについては、当区分見直し後も変更はありません。

当区分の原付バイクの税金は、今後の通常国会を経て決定されるようです。

ご参考：国土交通省発表資料

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001842459.pdf>

当財団では自転車やバイクなどの交通安全に関する6つのメニューで、専門講師による出前授業を実施しています。

現在令和7年度実施分のお申し込みを受け付けていますので、どうぞご活用ください。

メニューやお申し込み方法等の詳細については、以下URLをご参照願います。

<https://jaef.or.jp/lifestyle-teacher/>

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いいたします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyuiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>